○福岡県警察交通管制要綱の制定について（通達）

平成１６年４月１日

福岡県警察本部内訓第１１号

本部長

この度、福岡県警察交通管制要綱の制定について（昭和４５年福警交規内訓第１号）の全部を次のように改正し、４月５日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

記

１　目的

この内訓は、別に定めがあるもののほか、交通情報を迅速かつ的確に把握して、一元的な交通管制を行うために必要な事項を定め、もって交通の安全と円滑を図ることを目的とする。

２　定義

この内訓において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりとする。

（１）　交通情報　福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が車両の運転者に対して提供する車両の通行に必要な情報であって、交通障害情報、道路使用情報及び交通渋滞情報をいう。

（２）　交通障害情報　自然災害、異常気象、交通事故その他の理由に基づく道路の通行不能、通行の禁止及び通行の制限による交通の障害（以下「交通障害」という。）に関する情報（道路使用情報を除く。）をいう。

（３）　道路使用情報　道路における工事若しくは作業又は競技会等の開催に伴う道路使用（以下「道路使用」という。）に関する情報をいう。

（４）　交通渋滞情報　道路における交通の混雑の状態を表す情報をいう。

（５）　交通渋滞　車両の過度集中、道路工事、交通事故等の理由により、道路における車両の交通が滞り、車両の速度がおおむね次表の左欄に掲げる道路の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる渋滞と表現すべき速度の基準に該当している混雑の状態をいう。

道路の区分	渋滞と表現すべき速度の基準
郊外部の高速自動車国道及び自動車専用道路（以下「高速自動車国道等」という。）	４０キロメートル毎時以下
都市部の高速自動車国道等	２０キロメートル毎時以下
その他の道路	１０キロメートル毎時以下
備考　この表において「郊外部」とは都市部以外の地域を、「都市部」とは市街地を形成している地域又は市街地を形成する見込みの多い地域をいう。	

（６）　交通管制　交通情報の収集、分析及び提供、信号機、道路標識及び道路標示の操

作並びに警察官に対する交通の規制に関する指令を一体的かつ有機的に行うことをいう。

（７）　交通管制施設　交通管制を実施するための装置、設備その他の施設をいう。

（８）　交通情報提供施設　道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第３８条の７第１項第３号に規定する交通情報提供施設をいう。

（９）　所属　福岡県警察本部の課、監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部庶務課、北九州市警察部機動警察隊、警察学校並びに警察署をいう。

（１０）　所属長　所属の長をいう。

３　交通管制センターの業務等

（１）　交通部交通規制課交通管制センター（以下「交通管制センター」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

ア　交通管制施設の制御及び操作に関すること。

イ　交通情報の収集、分析、提供及び広報に関すること。

ウ　交通管制施設の設置及び保守・管理に関すること。

エ　交通管制に係る技術的な研究その他交通管制に関すること。

（２）　交通管制センターの勤務員の勤務要領について必要な事項は、交通部交通規制課長が別に定める。

４　運用責任者

（１）　交通管制センターに、運用責任者を置き、交通部交通規制課長をもって充てる。

（２）　運用責任者は、交通管制センターの適正な管理及び運用に当たるものとする。

５　運用主任者

（１）　交通管制センターに、運用主任者を置き、交通部交通規制課の交通管制に係る事務を掌理する管理官をもって充てる。

（２）　運用主任者は、運用責任者の命を受け、交通管制センターの適正かつ効果的な運用に努めるものとする。

６　集中制御式信号機の運用

（１）　交通管制センターにおいて制御する信号機（以下「集中制御式信号機」という。）の運用は、運用責任者が行うものとする。

（２）　警察署長は、集中制御式信号機の表示する信号の表示時間その他の集中制御式信号機の運用に関し見直しの必要があると認める場合の当該見直しに係る措置については、運用責任者に依頼するものとする。

（３）　運用責任者は、（２）の規定による依頼を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該集中制御式信号機の表示する信号の表示時間その他の集中制御式信号機の運用について、見直しに係る措置をとるものとする。

（４）　警察署長は、集中制御式信号機を手動により操作しようとする場合は、あらかじ

め、運用責任者の承認を得るものとする。ただし、警察署長は、急を要すると認める場合は、当該承認を得ることなく、当該手動による操作をすることができる。

（５）　（４）のただし書の場合において、警察署長は、当該手動による操作の開始後速やかに、その旨を運用責任者に報告するものとする。

７　交通情報提供施設の運用

（１）　公安委員会の設置に係る交通情報提供施設の運用は、運用責任者が行うものとする。

（２）　所属長は、特別な交通事情等により交通情報板に通常の表示と異なる表示をする必要があると認める場合の当該表示については、運用責任者に依頼するものとする。

（３）　運用責任者は、（２）の規定による依頼を受けた場合において、必要があると認めるときは、交通情報板に当該表示を表示するものとする。

８　交通情報の収集

（１）　運用責任者は、交通管制施設を効果的に運用するほか、道路管理者、公益財団法人日本道路交通情報センターその他の関係機関との連絡を密にし、交通情報の収集に努めなければならない。

（２）　所属長は、警ら、交通の指導取締り、交通整理等の街頭活動、道路使用の許可、道路工事の協議、警備実施その他の警察活動を通じて、交通情報の収集に努めるものとする。

９　交通情報に関する報告等

（１）　警察署長（福岡県警察高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の担当区域内の道路にあっては、高速隊の長（以下「高速隊長」という。）。以下同じ。）は、高速自動車国道、自動車専用道路又は福岡県警察と他の都道府県警察との管轄区域にまたがる一般国道（以下これらを「対象道路」という。）において、交通障害若しくは交通渋滞が発生し、若しくは発生するおそれがあると認める場合又は道路使用が行われる場合において、当該交通障害若しくは交通渋滞又は道路使用が別表第１又は別表第２の通報連絡基準に該当するものであるときは、広域交通管制情報の通報連絡表（別記様式）により運用責任者を経由して交通部長に報告するとともに、関係のある所属長（以下「関係所属長」という。）に通報するものとする。

（２）　（１）に定めるもののほか、所属長は、広域にわたり道路における車両の交通流に影響を与える事象が発生し、若しくは発生するおそれがあると認める場合又は対象道路であるかどうかにかかわらず、道路において交通障害若しくは交通渋滞が発生し、若しくは発生するおそれがあると認める場合で、必要があると認めるときは、（１）の規定に準じて報告及び通報をするものとする。

（３）　高速隊長は、（１）又は（２）の規定による報告及び通報をする場合は、九州管

区警察局に対しても併せて報告するものとする。

１０　随時報告等

（１）　警察職員は、常に道路における車両の交通流に注意し、交通情報の収集に努めるとともに、必要に応じ、当該収集した交通情報を運用責任者又は関係所属長に報告するものとする。

（２）　警察官は、交通障害若しくは交通渋滞が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合において、必要があると認めるときは、混雑緩和又は危険防止のために必要な措置をとった上、速やかに、その状況を運用責任者及び関係所属長に報告するものとする。

（３）　所属長は、（１）若しくは（２）の規定による報告又は１１０番通報その他の通報、申出等により交通情報を受理した場合は、必要に応じ、運用責任者に報告し、又は関係所属長に通報するものとする。

１１　運用責任者による指示

（１）　運用責任者は、９又は１０の規定による報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、交通障害又は交通渋滞を解消するための必要な措置をとるものとする。この場合において、運用責任者は、急を要すると認めるときは、直接、現場に配置された警察官に対し、当該必要な措置を指示することができる。

（２）　運用責任者は、（１）の規定により、現場に配置された警察官に対し必要な措置を指示した場合は、速やかに、当該所属長にその内容を通報するものとする。

１２　広域にわたる交通情報に係る通報連絡等

（１）　交通部長は、９の（１）の規定による報告を受けた場合において、当該報告が対象道路のうち高速自動車国道又は指定自動車専用道路（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１１０条第１項の規定により国家公安委員会が指定した自動車専用道路をいう。以下同じ。）に係るものであるときは別表第１の通報連絡基準に従い、対象道路のうち指定自動車専用道路以外の自動車専用道路又は福岡県警察と他の都道府県警察との管轄区域にまたがる一般国道に係るものであるときは別表第２の通報連絡基準に従い広域交通管制情報の通報連絡表により通報連絡をするものとする。

（２）　（１）の規定にかかわらず、交通部長は、９の（１）の規定による報告に係る交通障害若しくは交通渋滞又は道路使用の区間が他の都道府県警察の管轄区域内にわたるものである場合は、当該他の都道府県警察と協議の上定めたところにより、交通部長又は当該他の都道府県警察が（１）の通報連絡をするものとする。ただし、当該区間が高速自動車国道に係るものである場合は、九州管区警察局に対し、当該通報連絡をするものとする。

（３）　（１）の場合において、交通部長は、必要があると認めるときは、関係のある都

道府県警察に対し、う回指導、交通規制等の協力を要請するものとする。

（４）　交通部長は、他の都道府県警察から別表第１又は別表第２の通報連絡基準に基づく通報連絡があった場合において、通行の禁止若しくは制限、道路使用又は交通渋滞に関しての協力要請があったときは、これに応ずるものとする。

（５）　交通部長は、９の（２）の規定による報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、（１）の規定に準じて九州管区警察局又は関係のある都道府県警察に対し、通報連絡をするものとする。

１３　交通情報の提供

（１）　運用責任者は、収集した交通情報については、これを分析し、整理しておくとともに、必要と認めるものについては、交通情報提供施設を運用して、車両の運転者に対する正確かつ適切な提供を積極的に行うほか、交通管理上の資料として活用するよう努めるものとする。

（２）　運用責任者は、道路管理者と緊密に連携し、交通情報と道路管理者の保有する道路情報との調整を図るとともに、公益財団法人日本道路交通情報センター、報道機関その他の関係機関に対し、収集した交通情報を積極的に提供するものとする。

（３）　運用責任者は、交通情報に関する問い合わせに対しては、正確かつ適切な提供に努めるものとする。

１４　道路管理者への通報

運用責任者は、収集した交通情報のうち、道路管理者の措置を必要と認めるものについては、通報、協議その他の必要な措置をとり、適正に処理するものとする。

１５　関係所属長に対する通報等

（１）　運用責任者は、収集した交通情報が警察活動上必要であると認める場合は、速やかに、関係所属長に対し、当該交通情報を通報するものとする。

（２）　運用責任者は、対象道路その他主要幹線道路において大規模な交通渋滞の発生のおそれがあると認める場合は、速やかに、関係所属長に対し、その旨を通報するものとする。

（３）　運用責任者は、関係所属長及び隣接県警察その他の関係のある都道府県警察と相互に緊密な連携を図り、正確かつ適正な交通情報の交換に努めるものとする。

１６　関係書類の保存

交通部交通規制課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
通報連絡簿	広域交通管制情報の通報連絡表	１年